

地域コミュニティ事業補助金について

1 趣旨

合併後の新市の振興のために、市内のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 対象事業

市内の各地域で活動を行なう自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体で、各地域における産業、環境、福祉、芸術、文化、スポーツ、コミュニティ活動などの分野において、団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業に対して補助をします。

継続的な事業も対象としますが、年度ごとに審査し、補助事業を決定するので、続けて採択されない場合があります（事業の補助は単年度です）。

補助金の交付申請のあった日から平成24年3月31までに実施する事業とします。

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助内容 | 補助対象金額の80%を補助。（上限額は50万円） |
| (2) 事業実施期間 | 平成24年3月31日まで。（単年度事業） |
| (3) 補助団体数 | 1団体を予定。 |
| (4) 選考方法 | 地域委員会で審査。応募団体から事業の説明をしていただく公開プレゼンテーション方式。 |
| (5) 申込期間 | 平成23年4月1日（金）～5月6日（金） |